

ソフォス・エンドユーザ使用許諾契約書

本エンドユーザ使用許諾契約書をよくお読みください。本契約書は、以下に定めるソフトウェアに対し、ライセンシー（以下に定義）とソフォスとの間の法的拘束力を定めたものです。同意オプションを選択、ソフトウェア・パッケージのシールを開封、または本ソフトウェアをインストール、複製その他使用することによって、ライセンシーは、本エンドユーザ使用許諾契約書の条件を読み、理解し、本条件を遵守することに同意します。本エンドユーザ使用許諾契約書の条件に同意されない場合は、本ソフトウェアをインストールしないでください。本ソフトウェアを既に受領されている場合には、本ソフトウェアおよび付属品（すべての書面および包装を含む）を、購入を証明するものを添え、直ちに購入先にご返却の上、代金全額の払戻しを受けてください。本エンドユーザ使用許諾契約書のすべての条件に同意されない場合、どのような目的においても、本ソフトウェアを使用することができません。また、ソフォスから提供されるアップデートやアップグレードをインストール、複製その他使用することによって、ライセンシーは、当該アップデートやアップグレードに付属する追加ライセンス条件を遵守することに同意します。当該アップデートやアップグレードに付属する追加ライセンス条件の遵守に同意されない場合、ライセンシーは、当該アップデートやアップグレードをインストール、複製または使用することができません。

ライセンシーがライセンス製品をご使用になる前に、再販業者、サービス・プロバイダ、コンサルタントまたは他のパーティが、ライセンシーのためにライセンシーのライセンス製品をダウンロードする場合および/またはライセンシーの代わりにライセンス製品をインストールする場合、かかる再販業者、サービス・プロバイダ、コンサルタントまたは他のパーティはライセンシーの代わりに実行したエージェントと見なされるほか、ライセンシーがライセンス製品を直接ダウンロード、インストールまたは使用したとして、このエンドユーザ使用許諾契約書のすべての条件を承諾したものと見なされます。

第1条（定義）

「コンピュータ」とは、ライセンス製品が（ActiveXといったウェブエージェントテクノロジーを使用する非永続的な導入を含む）、(i)電子メールサーバに導入されているか、または電子メールサーバから呼び出される場合は、当該サーバからメールを受信できるライセンシーのコンピュータ、(ii)インターネット上のプロキシその他ゲートウェイデバイス上に導入されているか、またはこれらから呼び出される場合は、当該プロキシに接続できるライセンシーのコンピュータ、(iii)データベース上に導入されている場合には、当該データベースからデータを検索できるライセンシーのコンピュータ、(iv)その他のデータスキャン方法で導入されている場合は、当該データを検索できるライセンシーのコンピュータ、ワークステーションその他の電子装置、(v)

オペレーティングシステムを稼動する仮想マシンに導入されているか、またはそれから呼び出される場合(それぞれが仮想マシンを同時に作動している)、および (vi)サーバ以外のコンピュータに導入されているか、またはこれらから呼び出される場合は、ライセンシーのコンピュータを意味します。

「ドキュメンテーション」とは、ライセンス製品に添付された、ソフォスからライセンシーに提供するあらゆるドキュメンテーション (電子的なものまたは印刷物) を意味します。

「エンドユーザ使用許諾契約」とは、本ソフォス・エンドユーザ使用許諾契約および別表を意味します。

「満了日」とは、別表に定める日付を意味します。

「料金」とは、ライセンス製品料金およびサポート料金 (該当する場合) を意味します。

「ライセンス期間」とは、本エンドユーザ使用許諾契約の第3.2項に定めるライセンス期間を意味します。

「ライセンス製品」とは、別表に記載のプログラムのすべてまたは一部 (文脈に応じて) に加え、ドキュメンテーション、ならびに、当該プログラムのアップグレードおよびアップデートを意味します。

「ライセンス製品料金」とは、ライセンス期間中にライセンス製品を使用するためのライセンス、または特定のソフォスの製品、ライセンス製品を永続的に使用するためのライセンスに関して、ライセンシーが支払うべき金額を意味します。

「ライセンシー」とは、本エンドユーザ使用許諾契約によって許諾されるライセンス権の購入者を指し、「ライセンシーの」とは、文脈に応じて、一時的その他を問わず、ライセンシーに属する、ライセンシーが関与する、またはその他ライセンシーに関連する事柄を意味します。

「ライセンシーの社内業務目的」については、第3.3.1号で定めます。

「保守」とは、総じて、アップグレードやアップデート (ライセンス製品に該当する場合)、および標準テクニカルサポートを意味します。サポート料金を支払った場合、拡張テクニカルサポートも意味します。

「保守料金」とは、永年ライセンスのソフォス製品に対してのみ適用される費用であり、保守期間中に保守を受ける権利を有する限り、ライセンシーが支払う料金を意味します。

「保守期間」とは、ライセンシーが保守を受ける資格がある期間のことを意味します。永年ライセンス製品以外のすべてのライセンス製品の保守期間は、ライセンス期間と同じです。永年ライセンスの製品の保守期間とは、ライセンシーが適用される保守料金を支払った分の期間を意味します。

「本メディア」とは、ソフォスからライセンシーに提供する本ソフトウェアが記録されるCD-ROM、テープ、フロッピーディスクその他の媒体など、データが格納される物体を意味し

ます。

「**本製品**」とは、本メディアおよび本ソフトウェアを意味します。

「**別表**」とは、ソフォスからライセンシーに提供する別表を意味します。本別表は、ライセンス製品の使用に関する詳細を随時定め、本エンドユーザ使用許諾契約の一部を構成します。

「**サーバ**」とは、ライセンス製品がインストールされ、かつ他のコンピュータがそこからデータを受信または検索できる1台のコンピュータを意味します。ただし、他のコンピュータがデータを受信または検索できる唯一のコンピュータであって、かつ当該データがライセンス製品によってのみ生成される場合、当該コンピュータはサーバとなりません。

「**サーバライセンス数**」とは、サーバがあれば、別表に基づきライセンス製品を随時実行することが許諾される最大数を意味します。

「**本ソフトウェア**」とは、ソフォスまたはその再販業者、販売代理店または販売店からライセンシーに提供するあらゆるプログラムまたはデータファイルを意味します。ライセンシーに提供されるアップグレードおよびアップデートを含みます。

「**ソフォス**」とは、Sophos Limited およびその子会社、または文脈に応じてそのいずれかを意味します。

「**開始日**」とは、別表に定める日付を意味します。

「**提言**」とは、第6.2項で定められた定義に基づくものです。

「**サポート料金**」とは、該当する場合、ソフォスから提供される拡張サポートサービスの対価として、ライセンシーが支払うべき金額を意味します。

「**アップデート**」とは、ソフォスからライセンシーに提供する、ルールや識別情報のライブラリに対する更新を意味します。ソフトウェアフィルタへのその他の更新も含みます。これには、ソフォスからライセンシーに提供するIPアドレス阻止リストによるフィルタリングライブラリの更新も含まれます。

「**アップグレード**」とは、ソフォスが自らの判断で随時ライセンシーに提供する、ライセンス製品（アップデートを除く）の機能に対するあらゆる拡張または改良を意味します。ただし、ソフォスがライセンス製品の新バージョンまたは新規リリースとして販売および使用許諾するソフトウェアまたはアップデートを除きます。

「**ユーザ**」とは、ライセンシーに使用許諾されるライセンス製品から利益を得るコンピュータを使用する従業員、コンサルタントその他の個人を意味します。「**複数ユーザ**」は、その複数を意味します。

「**ユーザライセンス数**」とは、ライセンス製品から利益を得ることを許諾される、別表に定めるユーザの最大人数またはコンピュータの最大数(第3条3.1項に定めるライセンスの例外に準じて適用される場合)を意味します。

第2条 (著作権および所有権)

ライセンス製品料金を支払った場合においても、ライセンシーは、本ソフトウェアが記録されている本メディアを所有するにすぎず、本ソフトウェアそのものを所有するわけではありません。本ソフトウェアは、ソフォスおよびそのライセンサーの独占的財産です。ノウハウ、コンセプト、ロジック、仕様など、本ソフトウェアおよびドキュメンテーションは、ソフォスおよびそのライセンサーの専有製品であって、著作権その他の知的所有権によって世界中で保護されています。本エンドユーザ使用許諾契約に基づきライセンシーに許諾される、ソフォスのロゴまたは商標に対するライセンス、権利または利益は一切ありません。ライセンシーは、製品識別または所有権の制限に関する表示を一切削除しないことに同意します。さらに、ライセンシーは、本ソフトウェアまたはドキュメンテーションに対してライセンシーが行った変更に対する権利、資格および利益が、本エンドユーザ使用許諾契約が以下に定めるとおり、ソフォスが保有することを了解し、これに同意します。

第3条 (権利および制限)

3.1 評価。ライセンシーは、テスト環境に限り評価目的での使用のため、最長30日間またはソフォスが自らの判断で定めるその他の期間中、本ソフトウェアを無料で使用することができます。本ソフトウェアは、当該評価期間中、「現状のまま」で提供され、以下の第3.3項および第5条は、当該評価に適用されません。

3.2 ライセンス期間。本エンドユーザ使用許諾契約は、本エンドユーザ使用許諾契約の最初の項で定められた承諾時点または開始日のいずれか早い方の時点で効力を生じます。そして、別表に定める満了日、またはライセンスの更新の場合、ライセンシーに対してソフォスが別表に定めた更新済みライセンスの満了日のいずれかまで (当該日が定められていない場合、本契約は永久に継続します。ただし、ライセンシーのライセンス製品に対する使用权は、該当するライセンス製品料金を支払っていることが条件となります)、または以下の第11条に定めるとおり解除されるまで、のいずれか早い方の時点まで有効です。ライセンシーがライセンスの更新を希望する場合、ソフォスまたは再販業者、販売代理店または販売店まで適宜ご連絡ください。本エンドユーザ使用許諾契約に基づく、ソフォスの知的財産および秘密情報に関するライセンシーの義務は、本エンドユーザ使用許諾契約の満了または解除後も存続します。

3.3 権利。ライセンシーによる料金の支払の対価として、ソフォスは、本エンドユーザ使用許諾契約内で定める条件に従い、永年ライセンス製品に関してのみ、保守期間に対して適用される保守料金をライセンシーが支払うことを条件に、ライセンス期間中ライセンス製品を使用し、保守を受ける非独占的権利をライセンシーに許諾します。

ライセンシーは、以下の行為を行うことができます。

3.3.1 ライセンシーの社内業務目的、特に、ライセンシーのシステム、ネットワーク、文書、電子メールその他のデータの保全（以下「ライセンシーの社内業務目的」）に関して、ライセンス製品を使用する。ライセンシーがライセンシーの社内業務目的でライセンス製品使用の対象とできるユーザの総数はユーザライセンス数以下となります。前記計算においては、ユーザに「バーチャルデスクトップ」が支給されている場合に、それらはコンピュータの総数には含まれません。しかしながら、サーバがバーチャル化されている場合には、そのサーバの数も総数に含まれます。ライセンシーは、複数ユーザが本エンドユーザ使用許諾契約を遵守することに対して全責任を負います。さらに、ライセンシーがライセンス製品を導入するサーバ総数はユーザライセンス数の25%を超える場合、当該サーバごとにサーバライセンスを購入しなければなりません。

3.3.2 ライセンシーが、教育・医療行政団体であるか、暗号製品のためのライセンスに係わる場合は、第3.3条のユーザ数制限は適用されません。代わりに以下の制限が適用されます。ライセンシーの社内業務目的のためライセンス製品を使用できるコンピュータの数はユーザライセンス数を超えてはなりません。

3.3.3. ライセンス製品が「ソフォス・エンドポイント・セキュリティーとコントロール」「ソフォス・エンドポイント・セキュリティーとデータ保護」「ソフォス・アンチウイルス」又はそのいずれかを含むバンドルである場合、「ソフォス・アンチウイルス」ライセンス製品を被雇用者の自宅の単体ワークステーションで使用することを認めるのは、ライセンシーがそのライセンスのアップグレードやアップデートの提供と実施に責任を負うことが条件です。「ソフォス・アンチウイルス」ライセンス製品の自宅での使用を認める被雇用者の数はライセンス数を超えてはなりません。

3.3.4 上記の使用が本製品の一部として提供される場合、ライセンス製品の一部を記録するディスクセットを作成する。作成するディスクセットの数は、ユーザライセンス数以下となります。

3.3.5 ドキュメンテーションのみに関連する以下第3.3.6号で定められた場合を除き、バックアップ目的で、ライセンス製品のすべてまたはその一部を1度複製する。ただし、ライセンシーは、ライセンス製品の当該バックアップコピーに、ソフォスの商標登録を転載します。これによりライセンシーが、バックアップやライセンシーのデータ保存を制限されることはありません。

3.3.6 ライセンシーの社内業務目的に限り、ドキュメンテーションのすべてまたはその一部を使用、コピー、転載、および改訂する。

3.3.7 本製品および本エンドユーザ使用許諾契約に基づくライセンシーの権利を他の個人または法人へ永久に譲渡する。ただし、ライセンシーは、本メディア、本ソフトウェアおよびドキュメンテーションのコピーのすべてを譲渡し、かつ当該譲渡前に、(i)受領者の連絡先に関する

すべての情報をソフォスに伝え、(ii)受領者が本エンドユーザ使用許諾契約の条件を遵守することに同意するようにし、当該同意につき書面にてソフォスに通知します。本製品が暗号化製品である場合、かかる譲渡の前に本製品をアンインストールまたは削除するものとします。

3.4 制限。ライセンシーは、以下の行為を行うことができません。

3.4.1 第三者にサービスを提供する目的でライセンス製品を使用する。ただし、ライセンシーが、事前にソフォスからアプリケーション・サービス・プロバイダ・ライセンスを取得しているときは、この限りではありません。

3.4.2 ライセンス製品を変更または翻訳する。ただし、(i)上記の目的のため提供され、かつ本ソフトウェアに含まれているメニュー、オプションおよびツールを使用してライセンス製品を設定するのに必要な場合、(ii)本ソフトウェアに含まれている「PerlMxアプリケーション・プログラミング・インタフェース(API)」を使用してカスタムフィルタを開発するのに必要な場合、および(iii)ドキュメンテーションに関連して、ライセンシーの社内業務目的でマニュアルやその他の書類を作成および改訂するのに必要な場合を除きます。

3.4.3 準拠法が認める限りおよび明示的な目的を除き、ライセンス製品またはその一部をリバースエンジニアリング、逆アSEMBルまたは逆コンパイルするなど、ソースコードやロジックを抽出または確定しようとする。

3.4.4 ユーザライセンスに定められている場合を除き、ライセンス製品を送信する、またはライセンス製品にアクセスする。

3.4.5 ライセンス製品以外のソフトウェアを使用する。

3.4.6 本エンドユーザ使用許諾契約に基づき定められている場合を除き、ライセンス製品を二次使用許諾、賃貸、販売、リース、頒布その他譲渡する。ただし、ライセンシーが、こうした目的のため、ソフォスから個別ライセンスを取得しているときはこの限りではありません(例えばライセンシーは、ソフォスから事前にOEMライセンスを取得しない限り、ライセンス製品を他のアプリケーションに組み込み、第三者に頒布することはできません)。

3.4.7 ライセンス製品の機能不全が、重大傷害、財産損失、生命損失をもたらす合理的な可能性があるなど、安全が不可欠な用途や、それに関する用途でのライセンス製品の使用は完全にライセンシー自身のリスクで行うものであり、そうした権限に基づかない使用から発生する請求又は損害から、ライセンシーはソフォスを免責し、保護することに合意します。

3.4.8 ソフォスと競合する目的のためにライセンス製品を使用する。CIなど。

第4条 (保守)

4.1 本エンドユーザ使用許諾契約は、ライセンシーに対し、ライセンス期間中、または、ライセンシーが永年ライセンス製品のライセンスを購入し、そのライセンスに適用される保守料金

を支払った場合はそれに適用される期間、保守を受領する権利を付与します。

4.2 ソフォスが直接およびリモートでライセンス製品と通信することにより、ライセンシーの証明書を検査し、自動サポート要求や警告メッセージなどの報告や警告を送信するなどして、保守を実施することをライセンシーは了解し、これに同意します。

4.3 ソフォスはソフォステクニカルサポートに問い合わせるユーザ数を自社の裁量で制限する権利を留保します。

第5条 (保証および補償)

5.1 ソフォスはライセンシーに対し、購入日から90日間 (以下「保証期間」)、(i) ライセンス製品が指定されたオペレーティングシステム上でドキュメンテーションどおりに操作された場合、ほぼドキュメンテーションどおりに動作すること、および(ii) 関連する箇所すべてにおいて、ドキュメンテーションがライセンス製品の操作を適切に記載していることのみを保証します。

5.2 保証期間中に本保証が実行されていないと書面にてソフォスが通知された場合、ソフォスが責任を負い、ライセンシーが補償されるのは、(ソフォスの判断により) 妥当な期間内にライセンス製品および/またはそのドキュメンテーションを修正または交換する、または購入を証明するものを添えて製品が返却されたとき、料金を返金、または返金を許諾することに限られます。本保証の条件に基づき交換された物の保証期間は、当初の保証期間の残り期間となります。

5.3 ライセンシーの本社がある国 (但し、その国が特許、商標、及び著作権に関する世界的な所有権機関 (WIPO) 条約の参加国であることを要す) での、ライセンシーによる本エンドユーザ使用許諾契約に基づく製品の利用、所有、又は配布が、ライセンシーの本社がある国での第三者の特許、商標、又は著作権を侵害することによって請求又は訴訟行為の原因となつて、損失、請求、損害、コスト、料金、費用及び責任が発生する場合、ソフォスはライセンシーを免責し、完全に保護します。ライセンシーは以下の場合には免責を受けられません。

5.3.1 ソフォスに対して請求、又は、訴訟手続きが提起されているにもかかわらず、ソフォスに10日以内に通知を行わなかった場合

5.3.2 ソフォスからの書面要請があるにもかかわらず、製品の使用又は配布をライセンシーが止めない場合

5.3.3 ソフォスの事前書面承諾がないにもかかわらず、第三当事者の請求又は訴訟行為の有効性をライセンシーが承認した場合、又は、第三当事者の請求又は訴訟行為と争うソフォスの能力を損なうか、その恐れがある行為をライセンシーが行った場合、ソフォスの選択により、ライセンシーに対する通知によって本エンドユーザ使用許諾契約を終了させることができます。

5.4 以下の理由で契約違反が生じた場合、ソフォスは第5.3条その他を問わず、責任を負いません。

5.4.1 ソフォス以外のものによる製品の変更

5.4.2 ソフォスが提供していないハードウェア、ソフトウェア、その他のコンポーネントの利用によって、第5.3条の責任が生じた場合

5.4.3 取り扱い説明文書の内容に基づかない製品の使用

5.5 ライセンシーに対して第5.3条の請求がなされた場合、ソフォスは以下を有します。

5.5.1 第三者の請求に対して訴訟行為によって戦うか否かの完全な裁量。

5.5.2 必要、又は、望ましいと判断した場合、ソフォスの費用で、ライセンシーが訴訟行為に参加することを要求する権利。

5.5.3 ソフォスはその請求を守るために、(ソフォスの費用で)ライセンシーに全面的協力を求める権利。

5.5.4 本エンドユーザ使用許諾契約に基づく、ライセンシーによる製品の使用、所持、及び配布が第三者の特許、商標、又は著作権を侵害しないようにライセンスを入手する権利。

5.5.5 第三者の特許、商標、又は知的所有権を侵害しないよう製品を変更する権利。

5.5.6 ソフォスがライセンスを取得できない場合又は第5.5.4条及び第5.5.5条が定める方法で製品を改変できない場合、及び、ライセンシーがソフォスに支払った代金をソフォスが適切と考える方法で返金できない場合、ソフォスがライセンシーに対する通知によって本エンドユーザ使用許諾契約を終了させる権利。ライセンシーは、いづれにせよ、その損失を可能な限り軽減しようとすることができます。

第5.3条、第5.4条及び第5.5条は、製品が第三当事者の特許、商標、著作権、又はその他の知的所有権を侵害する場合のライセンシーの救済の全てとソフォスの全責任を定めます。

5.6 ライセンシーは、関連法令および規則を準拠してライセンス製品を使用し、今後も使用することを誓約します。

5.7 ライセンス製品の使用および/または提言に際し発生した請求、訴訟、損害、費用などあらゆる負担において、ライセンシーは自らの費用負担で、ソフォスを免責、防御し、ソフォスに全面的かつ効果的に補償します(第5.6項での誓約の不履行を含む)。

第6条 (保証の排除)

6.1 前記第5条で明示的に定められた保証を除き、ソフォスおよび第三者のライセンサー、販売会社、含まれるソフトウェアの提供者は、明示もしくは黙示を問わず、制定法によるか否かを問わず、本製品に関し、いかなる種類の保証、条件付け、約束、表明もいたしません。これには、商品性、満足のいく品質、特定目的の適合性、無違反、取引・使用・交易の過程において生じたことなどに対する、黙示の保証や条件付けなどがありますが、これに限りません。州または裁判管によっては、黙示の保証の排除を許諾していませんので、上記の排除が、ライセンシーに適用されない場合があります。また、州または裁判管轄により異なるその他の法的権利

が与えられる場合もあります。

上記に制限されることなく、ソフォスは、本製品がライセンシーの要求事項を満たすこと、本製品がエラーなくもしくは中断することなく動作すること、または製品中の瑕疵が修正されることを保証しません。ソフォスは、ライセンス製品が脅威、アプリケーション（悪意があるかどうかにかかわらず）、コンポーネントをすべて検出し、正確に識別し、駆除することを保証しません。

6.2ソフォスは、ライセンシーが第三者の使用を妨害する権利があると保証も表明もしません。そして、ライセンス製品の使用に際しソフォス（従業員、顧問、下請業者などを含みますが、これに限りません）が行った提言（「提言」）に対する責任を明示的に排除します。

6.3ソフォスはライセンシーがサードパーティの情報を暗号化したり解読する権利を保証しません。

6.4ライセンシーは単独ですべてのデータを適切にバックアップする責任があり、当該データを保護するための適切な手段を講じることを承知し、同意するものとします。データの紛失があっても、ソフォスおよびそのサードパーティライセンサには、一切の責任もありません。

第7条（責任制限）

7.1ライセンシーは、自己の責任において本製品を使用してください。準拠法が認める最大限の範囲を超えない限り、いかなる場合においても、ソフォスおよび第三者のライセンサ、販売会社、含まれるソフトウェアの提供者は、間接的、派生的、付随的、特別な毀損や滅失に対し、契約上、不法行為上（過失を含む）その他の理由を問わず、いかなる種類のものであれ、ライセンシーまたはライセンシーを通じて請求する者に対して責を負いません。これには、逸失利益、契約の喪失、事業の中断、データの滅失もしくは破壊などがありますが、これに限りません。当該責任の否認は、ソフォスが当該損害の可能性について事前に通知されていた場合においても同様とします。

7.2本エンドユーザ使用許諾契約中に定める制限、除外、排除またはその他の条項が、いかなる理由においても、正当な管轄権を有する裁判所によって無効と判断され、かつこれによりソフォスが合法的に限定されうる滅失または毀損に対して責任を負うことになった場合においても、当該責任は、契約上、不法行為上その他の理由を問わず、ライセンシーが支払ったライセンス製品の料金およびソフォスの当該製品の表示価格のいずれか低い方の額を超えません。

7.3本エンドユーザライセンス契約書外またはその契約書内で発生したライセンシーに対するソフォスの債務総額については、その原因、責任法理の如何を問わず、いかなる場合であっても本製品に対してライセンシーが支払った額を超えません。

第8条 (任意のデータ共有)

8.1 ライセンシーが(i)保護やアプリケーション管理を改善するための、ソフォスとのデータ共有、および(ii)リモートアシスタンスのいずれも許諾しない場合、本第8条は適用されません。

8.2 ライセンシーがソフォスとの上記補助データ共有、またはソフォスによるリモートアシスタンスを許諾する場合、ライセンス製品がソフォスにさまざまなデータを送信する任意の機能の実行を了解したことになります。当該データに所有物、部外秘、ユーザの特定可能といったデータが含まれることを、ソフォスは意図していません。また、このオプションを有効にすることにより、ライセンシーは、当該データに所有物、部外秘、ユーザの特定可能といったデータが含まれる可能性があることを了承し、当該データをソフォスと共有するのに必要なすべての許諾を得ていることをソフォスに表明したことになります。

第9条 (米国政府の制限的権利)

ライセンシーが米国政府の機関などの一員である場合、本ソフトウェアおよびドキュメンテーションは、商用コンピュータ・ソフトウェアおよび商用コンピュータ・ソフトウェア文書とされ、その使用、複製および開示は、FAR第12.212条またはDFARS第227.7202-3条(改正を含む)により、本エンドユーザ使用許諾契約の条項に従います。

第10条 (輸出管理要件)

ライセンシーは、適用される輸出管理法および規則に従い本製品を使用、開示、輸送すること、また国際、地域、国レベルにおいて適用された通商禁止命令や通商制限が適用されているどの目的地に向けても、正式な権限に基づいた許可なく本製品を再輸出もしくは再輸送をしないことに同意し、ライセンシーによる本製品の使用、開示、輸送、および上記3.3.7号に基づく譲渡に関し、適用される政府の要件を満たす責任をライセンシーが単独で負うことに同意します。ライセンシーは、ライセンシーによる本条項の違反から生じた、または違反に関してソフォスが被った請求、減失、責任または毀損に対してソフォスに補償し、ソフォスを免責することに同意します。

第11条 (解除)

ライセンシーは、本ソフトウェアおよびそのすべてのコピーを破棄することによって、本エンドユーザ使用許諾契約を随時解除することができます。また、本エンドユーザ使用許諾契約および当該契約に基づくライセンシーの権利は、次の事態のいずれかが生じた場合には、直ちに解除されます。(i)ライセンシーが、合意した支払条件に従って料金を支払わない場合、(ii)ライセンシーが、本エンドユーザ使用許諾契約の条件を遵守しない場合、(iii)永年ライセンス製品以外については、ライセンシーが、債務を理由として訴訟を起こすか起こされた、または支払不能となった場合。本エンドユーザ使用許諾契約が解除された場合、ライセンシーは、本ソフト

ウェアおよびそのすべてのコピーを直ちに破棄しなければなりません。ライセンシーは、本ソフトウェアおよびそのすべてまたはその一部のコピーをすべて破棄した旨の文書をソフォスに提出しなければなりません。暗号化製品を使用するライセンスを購入した場合、当該製品のアンインストールおよび削除前に、暗号化済みドライブおよびデータをすべて解読するものとします。暗号化製品のライセンスを無効にされない場合は、ライセンシーは適用される費用を支払います。支払済みまたは支払われるべき料金は、準拠法が認める限りにおいて、払い戻し不可となります。

第12条 (秘密保持)

12.1本ソフトウェアには、ソフォスおよびそのライセンサーにとって、内密および価値のある秘密情報が含まれている場合があります。ライセンシーは、本エンドユーザ使用許諾契約の条件を厳守する場合を除き、当該秘密情報を使用または開示する権利を有していません。ソフォスは、宣伝および販促目的でエンドユーザ使用許諾契約の詳細を第三者に開示する権利を留保します。

12.1.1ライセンシーは、ソフォスがライセンス製品の顧客リストにライセンシーの商号およびロゴを含め、かつ公表することを明示的に許諾します。

12.1.2ライセンシーは、ソフォスが情報、製品およびサービスをライセンシーに提供するため、およびライセンシーが関心のあるかもしれないその他の製品およびサービスを知らせるため、ライセンシーに電子メールを送付することができることに同意します。

12.2ライセンシーは、第12.1.1号、第12.1.2号に基づく許諾をソフォスに与えたくない場合には、ライセンス開始日後7日以内に、どの許諾を与えないかをソフォスに通知しなければなりません。

12.3上記にかかわらず、ソフォスは、1998年英国データ保護法の条項に基づいた個人情報の処理しかいたしません。個人情報については、ソフォスのグループ企業内で公開されます。

第13条 (一般条項)

13.1ライセンシーが本製品を購入する再販業者、販売代理店または販売店はいずれも、従業員または代理人としてソフォスが指名または許諾していません。これらの者は、明示もしくは黙示を問わず、ライセンシーと契約を締結する、ライセンシーに対して表明や保証を行う、または本エンドユーザ使用許諾契約を翻訳や変更する権利を有していません。これらの者は、ソフォスを代理するなどいかなる方法においても、ソフォスに義務を負わせることはできません。

13.2ライセンシーは、ソフォスがライセンシーから提供された技術情報を製品のサポートや開発など、自己の事業目的で使用できることに同意します。当該情報には、第8条 (任意のデータ共有) に基づき提供された情報も含まれます。

13.3ライセンシーは、該当する場合、ソフォスまたは公認の再販業者、販売代理店または販売

店の請求書に従って料金を全額支払うことに同意します。別途定めのない限り、料金には、連邦、州、市その他の行政機関が課する一切の税金、賦課金、免許料、手数料、消費税または関税は含まれません。ライセンサーは、上記の税金を支払う、または支払いに代えて、ソフォスおよび該当する行政機関が容認できる免税証明書を提出することに同意します。請求書には、支払期日までに送金されない総額に対して支払うべき利息が記載されることがあります。

13.4 ライセンサーは、本エンドユーザ使用許諾契約に基づくライセンサーの義務（該当するライセンス料の支払など）の履行方法および履行状況について検査、監査、検証または監視する目的で、ソフォスまたはソフォスが指名した外部の公認会計士が、書面による通知で通常の営業時間内に随時、ライセンサーの施設に立ち入り、会計帳簿類を閲覧することを許諾します。ソフォスは、各暦年において2回以上この権利を行使することはできません。監査により、ライセンサーがソフォスに料金を過少払いしたことが判明した場合、ライセンサーは、支払うべき料金に対するライセンサーが支払った料金の不足分を請求され、当該請求書の日付から30日以内にソフォスに支払います。過少払いの金額が支払うべき総額の5%を超える場合、または監査により本エンドユーザ使用許諾契約に基づくライセンスの制限に違反していることが判明した場合、ライセンサーは、ソフォスのその他の権利および救済手段を害することなく、ソフォスの監査にかかった妥当な費用も支払います。

13.5 ソフォスは自らの判断で、該当する場合、いかなる子会社、再販業者、販売代理店または販売店にも、本契約に定めるあらゆる権利または義務を委託できます。

13.6 ソフォスは、自社のウェブサイト（URL: www.sophos.com/legal）に修正条件を掲示するなどの妥当な通知により、本エンドユーザ使用許諾契約の条件を随時修正することができます。本修正条項は、ライセンサーを拘束します。

13.7 ソフォスが本エンドユーザ使用許諾契約のある条件を行使しなかった場合においても、本契約に基づく権利すべてを放棄するとは解釈されません。

13.8 本エンドユーザ使用許諾契約の一部が違法、無効または履行不能であっても、残りの箇所の合法性、効力または執行力はそのまま有効です。

13.9 ライセンサーおよびソフォスが、本製品の使用に関して別途書面にてソフトウェアライセンス契約を締結している場合、当該締結ライセンス契約の条項は、本エンドユーザ使用許諾契約の矛盾する条項に優先します。その他の場合、本エンドユーザ使用許諾契約および別表は、本製品およびその使用許諾に関する両者の完全な合意を示すものであり、口頭または書面によって行われた本製品に関するその他の意思表示、合意、表明に取って代わります。ただし、不正に行われた口頭または書面による意思表示、合意、表明に関しては、この限りではありません。

13.10 本エンドユーザ使用許諾契約の解釈、効力および履行は、イングランドおよびウェールズ

の法令に準拠し、イングランドおよびウェールズの裁判所の非専属的管轄に服します。上記にかかわらず、ソフォスおよびそのライセンサーは、管轄権裁判所に差止請求または類似の救済を求める権利を有します。本エンドユーザ使用許諾契約の英語版と翻訳版に齟齬がある場合、英語版が優先されます。

13.11本エンドユーザ使用許諾契約の当事者ではない者は、本契約のいかなる条項も実施する権利を有さず、本エンドユーザ使用許諾契約の当事者は本エンドユーザ使用許諾契約によって第三当事者の権利を発生させる意図を有しません。

13.12 ライセンサーがライセンスを購入したソフォス子会社が**米国、カナダ、ラテンアメリカ**に本拠を置く場合、本エンドユーザ使用許諾契約にはマサチューセッツ州法が適用され、それによって解釈されます。そして、本エンドユーザ使用許諾契約から、又はそれに関連して発生する紛争を裁く非排他的司法管轄はマサチューセッツ州裁判所に属します。

子会社が**その他の国**に本拠を置く場合、本エンドユーザ使用許諾契約にはイングランド法およびウェールズ法が適用され、それらによって解釈されます。そして、本エンドユーザ使用許諾契約から、又はそれに関連して発生する紛争を裁く非排他的司法管轄はイングランドおよびウェールズ裁判所に属します。

書面によるソフォスへの通知、本エンドユーザ使用許諾契約に関する質問は、The Company Secretary, Sophos Limited, The Pentagon, Abingdon, OX14 3YP, United Kingdom宛にお願いいたします。